

生活保護法施行規則第 13 条等の規定による標示について

標記につきまして、下記により標示をお願いします。

(生活保護法施行規則第 13 条)

指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第 3 号の標示を、その業務を行う場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

様式第 3 号 (第 13 条関係)

備考 この標示の規格は、縦百二十五ミリメートル、横五十五ミリメートル程度とする。

○	生活保護指定 (医)	○
○	中国残留邦人等支援指定 (医)	○

病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者